

高松市・香南町合併協議会会議録  
第 4 回 会 議

平成 1 6 年 6 月 3 0 日 (水)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第4回会議

1 日時

平成16年6月30日(水)午後1時30分開会・午後2時50分閉会

2 場所

香南町中央公民館 2階 講堂

3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	田中宏和
副会長	谷輝男	委員	加藤卓也
委員	井竿辰夫	委員	石丸末夫
委員	上田善昭	委員	石丸英正
委員	谷本繁男	委員	河田澄
委員	赤松千壽	委員	中村靖
委員	大橋光政	委員	太田繁夫
委員	中條照明	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	伊賀裕之
委員	三笠輝彦	委員	辻正雄
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 2人

委員	梶村傳	委員	野田法子
----	-----	----	------

5 監査委員 2人

監査委員	北原和夫	監査委員	瀧本春夫
------	------	------	------

6 出席幹事 7人

幹事長	井 竿 辰 夫 (委員兼務)	幹 事	川 田 茂
副幹事長	上 田 善 昭 (委員兼務)	幹 事	瀧 本 隆
幹 事	熊 野 實	幹 事	井 上 優
幹 事	横 田 淳 一		

---

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班長 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班 兼調整班兼計画班	矢 野 充 伸
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	総務班	黒 淵 博 美

---

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 新委員の紹介

## 3 会議録署名委員の指名

## 4 議事

### (1) 報告事項

報告第10号 建設計画の構成について

### (2) 議案事項

議案第14号 平成15年度高松市・香南町合併協議会決算について

議案第15号 平成16年度高松市・香南町合併協議会補正予算について

### (3) 協議事項

協議第5号 町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

協議第6号 慣行の取扱い(協定項目第12号)について

協議第7号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

## 5 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

## 6 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 定刻が参りましたので、ただいまから高松市・香南町合併協議会第4回会議を開催させていただきます。

皆様方には、本日何かと御多忙の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） 会議に入る前に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介を申し上げます。

お手元の高松市・香南町合併協議会委員等名簿に基づきまして、紹介をさせていただきます。

去る5月14日に開催されました高松市議会臨時会におきまして、谷本繁男氏が議長に就任され、規約に規定されております「1市1町の議会の議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

谷本委員 高松市議会の谷本です。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 同じく、大橋光政氏が副議長に就任され、規約に規定されております「1市1町の議会の副議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

大橋委員 高松市議会の大橋光政です。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） また、本日は、平成15年度決算監査報告のため、本合併協議会の監査委員である北原和夫高松市代表監査委員と瀧本春夫香南町代表監査委員のお二人に御出席をいただいておりますので、御紹介申し上げます。

監査委員（北原） 北原です。よろしくお願いいたします。

監査委員（瀧本） 瀧本です。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、これより会議に入らせていただきます。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、三笠輝彦委員さんと田中宏和委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の4議事に入ります。

#### 会議次第4 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の報告事項でございますが、報告第10号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、報告第10号について御説明申し上げます。

会議資料の1ページをごらんください。

報告第10号建設計画の構成についてでございます。

建設計画につきましては、4月20日の合併協議会第3回会議におきまして、その作成方針の御承認をいただきましたが、本日は、建設計画の構成について御報告するものでございます。

2ページをお開きください。

建設計画の構成でございますが、建設計画は 序論から 財政計画までの6項目に分けて構成することといたしております。以下、各項目について御説明申し上げます。

まず、序論につきましては、合併の考え方として、社会的背景と課題等について記載いたしますほか、第3回会議で御承認いただいております計画作成の方針に基づき、計画の趣旨・構成・期間及び区域について記載することといたしております。

次に、高松市と香南町の概況につきましては、2ページから3ページにかけて記載のとおり、1の位置と地勢を初め、平成12年国勢調査のデータに基づき、2の人口と世帯数、3の交流人口について分析することとしております。さらには、これまでの両市町にかかわる広域行政の取り組みについても考察し、両市町の概況をお示しすることとしております。

次に、基本方針でございますが、まず、新しいまちづくりににつきましては、合併後における市の将来像及び香南町地域の役割について記載することとしております。

また、基本目標、施策体系につきましては、今後、建設計画に盛り込む主要事業、合併特例債適用事業等の検討を進める中で、施策体系を整理し、定めることとしております。その内容につきましては、例示に記載しておりますように、都市基盤、生活環境、教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化などについて目標を設定することが考えられようかと存じます。

次に、 施策でございますが、現在、両市町で建設計画に掲載すべき主要事業等の調査を実施しておりまして、その調査結果に基づき、県事業を含め、施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理いたします。

次に、 公共的施設の統合整備につきましては、合併後の市における行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案しつつ、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する中で、検討を進めてまいりたいと存じます。

4 ページをお開きください。

最後に、 財政計画でございます。財政計画につきましては、建設計画の期間、すなわち両市町の合併後、おおむね10年間について定めることといたしております。

なお、財政計画の作成に当たりましては、 印で記載しておりますが、留意事項として合併特例法による特例措置を初めとする支援制度を活用するとともに、地方交付税などの依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市が健全に財政運営を行えるよう十分に留意して作成するものいたします。

以上が建設計画の構成でございますが、参考として、現在の両市町の総合計画の概要を記載しております。

高松市は、平成12年度を初年度として23年度までの12年間を、香南町は、平成10年度を初年度として19年度までの10年間を、計画期間とする総合計画を作成しております。また、まちづくりの目標として、高松市は、 環境共生型まちづくりへの転換を初め六つの目標を、香南町は、 健康で安心して暮らせる町づくりを初め五つの目標を掲げております。

なお、5 ページに先進地域や国の示した手引きにおける建設計画の構成を、参考までに一覧表にしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、報告第10号建設計画の構成についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第10号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第4 (2) 議案事項

議長(増田会長) 次に、会議次第の4、(2)の議案事項に移ります。

議案事項のうち、まず、議案第14号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、事務局から御説明いたします。

会議資料6ページをお開き願います。

議案第14号平成15年度高松市・香南町合併協議会決算についてでございますが、高松市・香南町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、本協議会の平成15年度決算について、監査委員の監査結果報告を付して認定を求めるものでございます。

次の7ページをごらんいただきたいと存じます。

平成15年度高松市・香南町合併協議会歳入歳出決算書でございます。

まず初めに、歳入について御説明申し上げます。

上側の表でございますが、まず、第1款負担金の市町負担金でございますが、高松市、香南町からの負担金といたしまして、当初予算額どおり、合計で265万円を受け入れておいております。

次に、一つ飛びまして、第3款県支出金の県補助金でございますが、当初予算額265万円に対しまして、収入済額は177万4,000円となっております。この県補助金につきましては、香川県市町合併促進支援事業費補助金交付要綱に基づき、合併協議会の運営経費の2分の1が交付されるものでございまして、後ほど御説明いたします歳出総額が当初の予定を下回ったことに伴い、収入額が当初の予定を下回ったものでございます。

次に、一つ飛びまして、第5款諸収入の預金利子といたしまして、2円を収入いたしております。

歳入の合計額は、当初予算額530万1,000円に対しまして、442万4,002円となっております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

まず、第1款運営費の会議費でございますが、当初予算額47万1,000円に対しまして、35万3,945円を支出いたしておりまして、不用額は11万7,055円となっております。この不用額の主なものでございますが、委託料におきまして、会議録作成委託料が当初予定を下回ったことによる残、使用料及び賃借料におきまして、会議室の使用料及び会議支援システムの借上料が当初の予定を下回ったことによる執行残などでござ



います。

続きまして、事務費でございますが、当初予算額171万1,000円に対しまして、84万7,689円を支出いたしてありまして、不用額は86万3,311円となっております。不用額の主なものでございますが、職員の時間外勤務手当として措置してありました職員手当等、需用費の事務用品等、役務費の郵便料、使用料及び賃借料における車の借上料、備品購入費のそれぞれの執行残などがございます。

続きまして、第2款事業費の事業推進費でございますが、当初予算額310万9,000円に対しまして、234万7,769円を支出いたしてありまして、不用額は76万1,231円となっております。不用額の主なものでございますが、委託料におけるホームページ開設・管理委託料が当初の予定を下回ったことによる執行残、負担金、補助及び交付金として措置いたしてありました、県職員派遣負担金の負担額が当初の見込み額を下回ったことによる残額などがございます。

次に、第3款予備費の予備費につきましては、執行がございませんでした。

結果、予算額530万1,000円に対しまして、歳出総額は354万9,403円となっております。

なお、一番下の欄外に 印で記載しておりますように、歳入総額から歳出総額を差し引いた額、87万4,599円につきましては、平成16年度に繰り越し、事業費に充当させていただくことといたしてあります。

続きまして、8ページをお開き願います。

8ページには、参考資料といたしまして、平成15年度の本合併協議会の事業の実施状況を記載いたしてあります。また後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと存じます。

9ページに記載のとおり、去る6月14日に、本合併協議会の監査委員による監査を受けておりますので、その監査結果報告を付して報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、平成15年度決算についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました平成15年度決算につきましては、財務規程第8条第1項の規定に基づき、本協議会監査委員による監査を終了いたしてあります。

それでは、監査委員を代表して、北原和夫高松市代表監査委員さんから、監査結果の報

告をお願いいたします。

監査委員（北原） 高松市の監査委員の北原でございます。

それでは、私から監査委員を代表いたしまして、監査の結果を御報告申し上げます。

高松市・香南町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、平成15年度高松市・香南町合併協議会会計決算につきまして、去る6月14日、高松市役所におきまして、香南町の瀧本代表監査委員さんと共に監査を行いました。

提示されました関係諸帳簿及び証拠書類を審査いたしましたところ、決算書に記載されておるとおり、適正に処理されていることを認めましたので、高松市・香南町合併協議会規約第15条第2項の規定に基づきまして、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうもありがとうございました。

それでは、ただいま議題となっております平成15年度決算につきまして、御質問等ございましたら、御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、平成15年度決算については、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がありませんので、議案第14号につきましては、認定をすることに決定をいたしました。

次に、議案第15号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第15号について、御説明いたします。

会議資料の10ページをお開き願います。

議案第15号平成16年度高松市・香南町合併協議会補正予算でございますが、次の11ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度の合併協議会の補正予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額に、先ほどの15年度決算で認定をいただきました16年度への繰越金87万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,407万5,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、次の12ページの第1表のとおりでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出補正予算の内訳について、御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、先ほど御説明をいたしました87万3,000円を繰越金として計上しております。

次に、歳出でございますが、第2款事業費の事業推進費といたしまして、87万3,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、合併協議会だより作成等委託料でございます。

以上、簡単でございますが、議案第15号平成16年度高松市・香南町合併協議会補正予算の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第15号につきまして、御質問等がございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、議案第15号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ありませんので、議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 （3）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4、（3）の協議事項に移ります。

なお、協議事項につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、本日の会議では提案及び説明、質疑等を行い、次回、第5回会議において、改めて質疑、協議を行った上で意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、協議第5号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

資料14ページをお開き願います。

協議第5号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてでございますが、町や字

の区域や名称につきましては、住民にとっても愛着の深いものでございますことから、合併協定項目といたしまして、その取り扱いについて協議するものでございます。

ページの中ほどの枠の中に記載いたしておりますように、今回提案いたしました内容は、「香南町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「香南町岡」、「香南町由佐」、「香南町吉光」、「香南町横井」、「香南町池内」、「香南町西庄」とする。」と、六つの町とするものでございます。

この考え方でございますが、第1点といたしましては、香南町という名称を残すこと。第2点といたしましては、現在、香南町において使用され、なれ親しんでいる住所表示から大きく変化をしないこと。第3点といたしましては、大字の名称は用いないこととする。第4点といたしましては、高松市における過去の合併においても大字の名称を中心に新しい町名が設定されていること。

以上が、今回提案をいたしました六つの町名を設定する主な考え方でございます。

具体的には、次の15ページの資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、現況の香南町の欄の3にございますように、香南町の現在の住所表示、「大字岡」の大字の区域を「香南町岡」という町名にするもので、合併後の住所表示は、その下の4参考に記載しておりますように、高松市香南町岡1234番地12となるものでございます。なお、小字につきましては、従来と変わりはありません。

次に、その下の先進地域の事例でございますが、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました10市のうち、4市の事例を記載しておりますが、新潟市におきましては、編入されます黒埼町の意向を尊重することとしており、また、潮来市では、現行どおりとするなど、その取り扱いはさまざまでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

16ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目といたしまして、この町名・字名の取扱いが確認をされた市は11市でございます。資料には、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、その取り扱いはさまざまなものでございます。

次に、17ページをごらんいただきたいと存じます。

地方自治法第260条の規定によりますと、町や字の区域の設定、廃止または町や字の名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決により、これを定め、都道府県知事に届け出る必要がございます。

その事務処理の流れでございますが、印の手続というところに記載してございますように、高松市長の提案、高松市議会の議決、知事への届け出、知事の告示、効力発生となるものでございます。具体的には、合併の日に、高松市長が合併協議会での協議結果を踏まえた内容で専決処分し、同日に知事に届け出、同日に告示となるものでございます。

なお、印の2番目に記載しておりますように、旧市町の字の区域や名称をそのまま合併後の区域や名称とする場合には、この手続の必要はございません。ただし、「大字何々」を単に「何々」と変更するなど、大字を表示しない場合は、「大字何々」が固有名詞と考えられますことから、この変更の手続が必要となるものでございます。

以上、協議第5号町名・字名の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第5号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、先ほども申し上げましたように、協議第5号につきましては、次回、第5回会議で改めて意思集約を図ることといたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

次に、協議第6号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてを議題といたします。事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

資料18ページをお開き願います。

協議第6号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてでございますが、ここでは、市章、市民憲章、都市宣言、市木、市花及びマスコットキャラクターについて、その取り扱いを協議するものでございます。

これらの慣行につきましては、市のシンボル、基本姿勢となりますことから、合併市町の一体化を図るため、早期に統一する必要があると思いますが、香南町におきまして、特に愛着の深いものである場合には、何らかの方法で継承することなども考慮する必要があります。

提案内容を御説明いたします前に、まず、両市町の現況について、御説明いたします。

次の19ページをごらんいただきたいと思います。

慣行についての両市町の現況でございますが、まず、1の市章、町章でございます。高

松市の市章は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられた「高」の字を中央に、外郭に松葉を配したもので、色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したものとなっております。

また、香南町の町章でございますが、「こ」の字に中の山型マークにつきましては、人と、由佐・池西2カ村合併の形態をあらわし、もちつもたれつで助け合いの愛の精神をあらわし、全体の「こ」は一致団結、円満に町が進歩発展すべきシンボルとなっております。

次に、憲章でございますが、高松市におきましては、高松市民のねがいとして、資料に記載のとおり制定をされております。

香南町におきましては、町民憲章は制定されておられません。

次に、都市宣言でございますが、高松市におきましては六つの都市宣言、香南町におきましては三つの都市宣言を行っておりますが、香南町のゆとり宣言につきましては、高松市では行っていない宣言でございます。

次に、20ページをお開き願います。

市町の木と花でございますが、木につきましては、高松市が黒松、香南町がモクセイ、また花につきましては、高松市がさつきを含むつつじ、香南町がキクとなっております。

次に、6のマスコットキャラクターでございますが、高松市にはマスコットキャラクターはございません。

一方、香南町にはマスコットキャラクターとして「ししまるくん」がございます。この「ししまるくん」につきましては、平成5年に開催されました東四国国体を契機に「空港と大獅子の町 こうなん」を全国にアピールするため、空港と大獅子をモチーフに、未来へ羽ばたく香南町をイメージしたものでございます。

なお、高松市におきましては、参考として記載しておりますように、都市イメージキャラクターがございまして、高松市の都市づくり、まちづくりの心を象徴的にビジュアルに表現するものとして制作し、活用しているところでございます。

以上が、両市町の現況でございます。

恐れ入りますが、もとの18ページにお戻り願います。

このような両市町の現況を踏まえた提案内容でございますが、まず、市章につきましては、高松市の市章を用いるものいたします。

次に、2の市民憲章につきましては、高松市の市民憲章を用いるものいたします。

次に、3の都市宣言でございますが、高松市の都市宣言に統一するものいたします。

次に、4の市木及び市花でございますが、高松市の市木及び市花を用いるものとしたします。ただし、香南町の町木、町花につきましては、香南地区の推奨の木及び花とする、というものでございます。

最後に、5のマスコットキャラクターでございますが、香南町のマスコットキャラクター「ししまるくん」については、香南地区のマスコットキャラクターとして引き継ぐものとするというものでございます。

以上が提案内容でございます。

20ページをごらんいただきたいと存じます。

20ページの中ほどから、慣行についての先進地域の事例を記載しております。

まず、編入合併いたしました10市のうちで、何らかの特例を設けている市が6市、逆に特例を設けていない市が2市となっております。資料には、新潟市と新居浜市の事例を記載しておりますが、新潟市については、特例措置を設けておりますが、新居浜市におきましては、すべて新居浜市の制度に統一することとし、特例措置は設けてございません。

次に、21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうち、既に合併協定項目として、慣行の取扱いについてが確認をされた市が15市ございます。資料には、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、秋田市、堺市、倉敷市につきましては、何らかの特例を設けておりますが、高知市につきましては、特例措置は設けておりません。

なお、成人式あるいは出初め式などの市町の行事などについて、この慣行の取扱いの中で協議をしておる合併協議会もございしますが、本合併協議会におきましては、それらにつきましては、別途ほかの合併協定項目の中で協議をすることといたしております。

以上で、協議第6号慣行の取扱いについての説明を終わります。よろしく御協議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第6号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第6号につきましても、改めて次回、第5回会議で質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第7号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料22ページをお開き願います。

協議第7号特別職の職員の身分の取扱いについてでございますが、提案内容につきましては、ページの中ほどの枠の中に記載しておりますように、「香南町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

次の23ページをごらんいただきたいと存じます。

23ページには、両市町の長、助役、収入役、教育長の任期、給料月額の現況を記載しております。

また、その下側には、先進地域の事例といたしまして、新潟市と潮来市の事例を記載しておりますが、いずれも両市町、あるいは両町の長が別に協議して定めるものとしております。なお、新潟市におきましては、資料には記載されておきませんが、その後の協議により、編入された黒埼町の町長、助役、教育長を参与等に任命しておるものでございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

24ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、この特別職の職員の身分の取扱いが確認をされた市は、9市でございます。

資料には、堺市など4市の事例を記載しておりますが、松山市を除く3市につきましては、関係市町村の長が、別に協議して定めることといたしております。

なお、この特別職の範囲でございますが、地域によりまして各種の行政委員会の委員なども含んでいる事例もございしますが、本合併協議会では、先ほど御説明いたしましたように、三役と教育長とするものでございます。

以上で、協議第7号特別職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。



特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第7号についても、次回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を図らせていただきます。

会議次第5 その他（1）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5その他でございますが、まず、（1）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております、第4回会議の参考資料をごらんいただきたいと存じます。第4回会議参考資料でございます。

合併協定項目につきましては、その項目の番号順ではなく、協議が調ったものから協議会に提案し、御協議をいただくことになっておりますが、あらかじめ、それらの協定項目についての認識を深めていただきますため、この合併協定項目に係る現況と先進地域の事例を、参考資料として提出しているものでございます。

これまでの会議で、協定項目の第15号までと第25号について、資料を作成し、説明を申し上げたところでございますが、今回は、表紙の目次にもございますように、協定項目第16号から第23号までの八つの項目につきまして、高松市と香南町の現況と先進地域の事例を説明させていただくものでございます。

それでは、まず1ページをお開き願います。

1ページは、一部事務組合等の取扱いについてでございます。

高松市と香南町に関係のございます一部事務組合等は、現況欄にございますように、高松地区広域市町村圏振興事務組合を初め、7組合でございます。

次に、2ページの概要をごらんいただきたいと存じます。

一部事務組合を構成する市町が合併を行う場合は、当該組合の脱退、加入の手續や規約変更の手續が必要となってまいります。このような構成市町の数の増減や組合の規約変更等につきましては、当該組合を構成する市町の議会の議決を得た上、県知事の許可が必要となってまいります。

合併に伴う具体的手續について御説明いたしますと、まず最初に、組合を構成する市町が構成外の市町と合併する場合、例えば、香川南部葬斎場組合などのように、香南町は構成団体となっているが、高松市は加入していない場合でございます。この場合、組合を構

成する香南町の法人格が消滅をいたしますので、組合の脱退の手続が必要となります。なお、引き続き、もとの組合でそれらの事務を今までどおり処理する場合には、改めて、当該組合への高松市の加入の手続が必要となってまいります。

次に、構成市町間で合併する場合、すなわち高松地区広域市町村圏振興事務組合のように、両市町とも構成団体である場合は、組合を構成する香南町の法人格が消滅をいたしますので、組合の脱退の手続が必要となります。さらに、構成市町の数の減少に伴う経費負担の割合等を調整する必要も出てまいります。

また、香川県市町職員退職手当組合など、県内の全町が加入している組合についても、香南町の脱退の手続が必要となりますが、あわせて、財産処分について、十分な協議をする必要がございます。

1ページには、既に編入合併をいたしました先進地域の事例として、新潟市と廿日市市の事例を記載しておりますが、ただいま御説明いたしました手続を基本として協議をいたしておりますが、特別な事情がある場合には、編入される町村の地位を継承する方向で協議をされておるものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

附属機関等の取扱いについてでございます。

附属機関とは、法律や条例に基づき、事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査を行うために設置する機関でございます。両市町に共通する附属機関については統合し、独自の機関については、その実態等を考慮して調整する必要がございます。

現在、高松市の附属機関は、高松市都市計画審議会など45機関、附属機関類似機関として、高松市老人ホーム入所判定委員会など64機関でございます。

また、香南町の附属機関は、香南町都市計画審議会など10機関、附属機関類似機関として、香南町老人ホーム入所判定委員会など31機関でございます。

その下に、先進地域の事例を記載しておりますが、原則として、附属機関は統合することとし、独自の機関につきましては、各市とも、その実情を考慮し、適切な措置を講じることといたしております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

公共的団体等の取扱いについてでございます。

まず、一番下の概要の欄をごらんいただきたいと思います。

合併特例法では、公共的団体等は、合併市町の一体性の速やかな確立に資するため、そ

の統合整備を図るよう努めなければならない、とされておりますことから、その取り扱いを協議し、公共的団体等の理解を求めていく必要がございます。

ここでいう公共的団体等は、商工会議所、商工会、生活協同組合などの産業経済団体、社会福祉協議会、老人ホーム、育児院などの福祉事業団体、青年団、女性会、教育会などの文化事業団体、農業協同組合、森林組合などの農林関係団体など、公共的な活動を営む団体はすべて含まれ、法人かどうかを問わないものとされております。

また、資料には記載はございませんが、地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るために、これを指揮監督できることとされておりますことから、地域の一体的発展を考慮しながら、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう努める必要がございます。

先進地域の事例でございますが、新潟市におきましては、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら調整に努めるといたしております。まず、両市町に共通している団体は、合併後に統合するよう調整に努め、独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねております。さらに、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることといたしております。

このように、各市とも、基本的には統合整備を目指し、経緯や実情を尊重しながら、調整に努めるという内容になっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

5ページは、消防団の取扱いについてでございます。

この消防団につきましては、合併時に統合することが適切であるとされております。ただし、各市町におきまして、組織機構や団員の身分の取り扱い等が異なっている場合には、その調整が必要となってまいります。

高松市と香南町の消防団の現況でございますが、団員数、分団数は、高松市が768人、26分団、香南町が54人、2分団でございます。また、車両数、屯所数は、高松市が56台、56カ所、香南町が4台、2カ所でございます。これらの組織をどのようにするかについての調整が必要となってまいります。さらに、団員の身分につきましても、その取り扱いが異なっておりますので、調整する必要がございます。

先進地域の事例でございますが、消防団を統合し、分団数、団員数、報酬等について協議が行われております。

例えば、上から3番目の大船渡市におきましては、消防団は統合し、報酬については大

船渡市の基準に統一するをいたしております。

また、新居浜市におきましては、消防団は統合し、報酬や費用弁償等は新居浜市の制度に統一するものとしており、定数等の見直しについては、新居浜市の消防計画に基づき調整するものとしております。

このように、消防団につきましては、その円滑な統合に向けて協議をする必要がございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

高松市と香南町で、同一目的の施設や同一種類の事務に関して、その使用料や手数料が異なっている場合には、あらかじめ、その取り扱いを十分検討し、調整を図っておく必要がございます。

両市町の現況につきましては、現在調査中でございますが、現況欄には、戸籍、税関係の手数料を、例示ということで記載しております。

先進地域の事例でございますが、編入する市に統一することを基本といたしておりますが、個々の実情に応じて調整が行われております。

例えば、新潟市におきましては、老人福祉センターなどの施設使用料や露天市場の出店料について、また、福山市においては、し尿くみ取り料、施設使用料、墓苑・墓地使用料について、別途、定めております。

続きまして、7ページをお開き願いたいと存じます。

各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございます。

両市町では、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付するなど、財政的な支援を行っております。合併に際しましては、これら補助制度の内容を整理し、その必要性を検討するとともに、財政状況等も踏まえて、実情を把握し、補助条件等の調整を行う必要がございます。

両市町の現況につきましては、現在調査中でございます。

先進地域の事例でございますが、新潟市におきましては、補助金等は従来の実績を下回らないように配慮し、合併後の市域内において、均衡を失しないよう調整を図ることといたしております。

また、一番下の福山市では、福山市の制度に統一することとし、編入される内海町の従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、調整を図るものとしております。

いずれにいたしましても、補助金等の目的や効果を総合的に勘案し、公平性や有効性、財政面の観点から調整を図る必要がございます。

次に、8ページをごらんください。

国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

まず、一番下の概要の欄をごらんいただきたいと存じます。

国民健康保険は、市町村が保険者となり、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料、保険税を徴収して運営しているものでございますが、この運営状況は、市町村により異なっております。例えば、賦課方式につきましては、高松市が保険料方式、香南町が保険税方式で、保険料率や納期など、両市町で異なっておりますので、その一元化を図る必要がございます。

この場合、負担と給付について、住民間に不均衡が生じないよう、かつ急激な負担の変化が生じないよう、その実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて、十分に調整する必要がございます。

なお、住民にとって急激な負担増とならないよう、不均一課税ができることとなっております。まして、先進地域の事例でも平成11年4月以降に編入合併いたしました10市のうち、5市でこの不均一課税を実施しているものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

最後は、介護保険事業の取扱いについてでございます。

介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なっておりますので、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要がございます。

現況欄をごらんいただきます。

両市町とも平成16年度の現況でございますが、まず、保険料でございますが、基準額は、高松市が年額4万4000円、香南町が3万6,000円、保険料の段階は、高松市が6段階、香南町は5段階となっております。このような差異について、調整を図っていく必要がございます。

先進地域の事例では、編入する自治体の制度に統一することを基本としつつ、何らかの経過措置を設けて、介護保険事業計画をもとに、新たな介護保険料を設定する事例が多くなってございます。

以上が、介護保険事業の取扱いについての説明でございます。

以上、参考資料として提出いたしました合併協定項目に係る現況と先進地域の事例につ

いての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

何か、ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、次に（2）の高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の25ページをお開き願いたいと存じます。

一番最後のページ、25ページでございます。

会議資料25ページの（2）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定でございますが、次回の第5回会議につきましては、8月13日金曜日、午後1時30分から、場所は高松市役所13階、大会議室での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項等を記載した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは、以上でございます。

議長（増田会長） 本日の会議は以上で終わりますが、せっかくの機会でございますので、皆様の方で何か御発言がございましたら、承りたいと存じますが。

はい、どうぞ。

辻委員 香南町の合併協議会設置請求代表者の辻です。

きょうで4回目を迎えたんですけども、表面的には非常にスムーズにいておるようにも見えるんですけども、中身はそうでもないかなという、そういう心配をしています。

高松からはるばる香南町へ来ていただいて、2回こちらへお見えいただいといるんですけども、最近、香川町とか塩江町とか、その他の地域でも、大変流動、激動しておると、そういうようなことで、せっかく協議会は進んどるんだけども、高松から来られても、果たして実のあるもんになるんかどうか心配して来られよんでないかと、そういうことを私自身も心配しています。

そういう中で、香南町も高松との協議を成功させると、私自身はそう思うんですけども、議会と執行部と、やっぱりそのあたり見えんのんですが。

副会長、香南町長さんにお尋ねしたいことがあるんですけども、4回目がきょう済むんですが、第1回のあいさつ以降、副会長の意見は全然ないんですが、高松との合併について反対という、そういうことを考えておられる。ただ、香南町のあちこちでも、やっぱり高松との合併は反対というようなことで……。せっかくの機会ですから、高松市との合併、どういう点が心配で、どういう点が町民に対して不利益をこうむるおそれがあるんだと、そういうようなことを、ちょっと、せっかく高松から市長さんを初め委員の方、お見えになっただけですから、そういった疑問点とかあったら、この場で発表していただいたら、ありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） ちょっと町長さん、お願いできますか。

谷副会長 住民発議代表者の辻さんの方から、高松との合併協議に取り組む姿勢のようなお話をいただきまして、これまでこの協議会を立ち上げるに至るときに、私の考え方を最初のあいさつで申し上げてきたとございまして、そのことについては御理解をいただいていたんでないかというふうに考えます。

ただ、具体的なお話がありました。高松市との合併については、住民発議によって法定協議会が進んでまいりましたが、合併協議があたかも、合併が絶対的なお考えの御発言のように承りましたけれども、合併協議会は双方の自治体の実情、そして合併した場合の将来のその地域のあり方、住民の生活のあり方等を協議をしていくことになっておりまして、御存じのように、合併をするかしないかも、是非を含めて協議をしていくというようなことで、辻さんのように合併が絶対視の御発言のように承るのは、私としてはいささか御理解申し上げるわけにはいかないというふうに、この機会に申し上げておきたい。

したがって、本町の場合、議会としては法定協議会を立ち上げましたが、最終的には、この協議会で出されてきた両自治体の実態、また、今後の合併した場合の香南町の住民に与える影響、そういったものをこれから協議をされて、それを住民の皆さんに公開しながら、是非を判断していくということだと、こんなふうに私は思っております。

議長（増田会長） 何かございますか。

はい、どうぞ。

辻委員 そのとおり、せっかくのこういう協議会ですから、忌憚のない意見を出し合っ  
て、すり合わせていくという、そういうことが大事じゃないかと思うんですけども。やはり、そういう、何のための協議会……。お互いに時間を割いて来よんですから、有意義な実のある協議会にせないかと、そういう姿勢がもうちょっと出たら、なお実効があるん

じゃないか。

私が心配しとるのは、協議会の準備、いろんな幹事会、そういった中で準備するのに、町長が反対やのに、事務面がなかなか進まないのでないか。そういうことはないと思うんですけども、そういう危惧をしています。やはり、トップがそんなに慌ててせんでええが、そういうことはないと思うんですけども、もし、そういうことがあったら、これは大変なことなんで、そういうことのないように願ってますんで。

以上です。

谷副会長 事務的なことは、むしろ私どもは、できるだけ早く協議に入れるように、あるいはまた、各協議項目が早く進展するようというふうなことで、事務方の方に指示しております。

その、合併を高松に対して、ブレーキを踏むような指示は、職員の方にもしております。辻さんの推測をいただいている事実に基づかない、御心配の余りの推測だと思いますが、むしろ先般も、高松市側の方に、私どもの考えを示すと、まだ塩江町との協議が終わってないので、そのことについては協議はできないと、むしろそういう答えが事務方から返るような状況であるということをお承知いただきたいと思います。

辻委員 単なる心配だけでよかったら、それでいいんですけども、ありがとうございます。

それともう一点、いいですか。

議長（増田会長） はい。

辻委員 香川町の住民発議があって、合併協議会設置協議というのが香南町に来てます。谷町長から岡町長の方へ付議しますという、そういう返事を行っておるんですが、香南町の場合は、昨年12月に高松市の合併協議会設置案、これは全会一致で可決ということで今日に至っておるんですが、その後で前議長の不信任案動議が出て、これも全会一致で可決という、そういうのが広報にも出てましたけれども、その中身が、議会は総意で高松との合併協議会に進むという、そういうことであるのに、議長の地位にあって、香川町との合併、また香川郡での合併を推進、そういったことはいかなもんかというような意味合いが主で不信任案が可決という、そういうふうには我々はとらえてんですが、ここで香川町からそういう協議がきて付議するという、ですから、これは付議する、しない、付議は当然することでしょうけれども、そういった中で、最近の町長の言動では、議員の皆さんに協力いただいて、それを設置するという、そういう言葉が聞こえてきよんですが、私



たち町民のサイドから言ったら、そういった前段があるから、私たちの議会は良識を持って判断してくれるものと確信しておりますけれども、やはり、そういった、どっちかと言うたら、無責任な言動を町長自身が言われたら、ちょっとこういった協議会にも差し支えがあるんじゃないだろうか、これも心配してる。私の心配だけで済んだら、それでいいんですけども、どんなものでしょうか。

議長（増田会長） お願いします。

谷副会長 前段の不信任の話は、どのことを言われとんか、ちょっと理解できなかったんで、必要であれば、もう一度御説明いただいて、香南町のことであれば、そういう不信任の問題は、ちょっと承知しない話なんで、どこのお話を事例として挙げられてるのかわかりませんが。

また、香川町、また香川郡の合併の動きの問題については、これは先ほど私がお答えしたように、辻さんは高松との合併協議会が立ち上がれば、高松との合併のみの視野でお話をされておるから、そういうお話になるんですが、私はそういう話じゃなくって、高松との合併を、必ずしも合併するということに決めつけていない。したがって、香川町あるいは香川郡の合併の方策も、将来の香南町の地域のあり方の中で考えていく必要があるというふうに思っております、高松へ向いて協議することだけが香南町の方では、私は、決してないということから、辻さんが言われるように、高松市との協議会以外に協議をするのは不見識でないかと言わんばかりの御発言ですが、私はもう少し幅の広い、この地域が将来どうあるべきか検討する必要がある、私はあるというふうに認識しております。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

ございませんか。

はい、どうぞ。

三笠委員 今、住民代表の方からの御意見で、町長さんがある程度の具体的なことを話されたこと、我々はこれらを大いに参考にすべきだとは思いますが、きょう、こうして建設計画の構成に入り、これから具体的な中身に入っていくだろうと思いますが、そういう中で、やはり議会の、町長さんの御意見は、それはそれとして、議会の意見というのがこれから非常に大事な問題になっていくだろうと思えます。そういう中で、議会の皆さん方も当然、この町長さんのお考えの中、そして問題は、一番この建設計画及びこれから先であるだろう、議員定数とかいろいろな問題が、これは当然出てきますから、そのあたりも含んで、町長さん、いつの時点で、この建設計画というのは、当然やっていかない

かんし、町民に対しての方向性を示すのには、これが一番重要な問題だろうと思うんですが、どの時点で議会に諮られるおつもりであるのか、そこら辺を、もう正直申しまして、来年の3月末がめどでございまして、正直言って年内いっぱいだろうというふうに思っておりますんでね、そこら辺はどういうお考えでしょうか。

議長（増田会長） お願いします。

谷副会長 この協議会で当初、第1回、2回目に決定したことですかね、17年3月31日を目標にということと協議しておること、三笠委員さんも十分御承知であると思しますので、そのような方向で現在は進んでいるんでないかというふうに思っております。

また、最終的には、私方の議会が決定する時期、議会にかかる時期、これは協議会の検討の中身、あるいは、検討で高松市さんとの合併を判断する、そういう状況が生まれてきたときというふうに、今は考えております。

議長（増田会長） はい、三笠委員。

三笠委員 そうなれば、この計画というのは、もう日にちがせっぱ詰ってきよりますから、もう7月ですから。年内には、もう絶対に方向づけをしとかなきゃならんということに相なりますわね。だから、そういう中で、議会に対して、これは当然、議会に対して、この問題、最終判断されるわけでしょうけども、大体10月か、11月かということになるだろうと思うんですが、そのころというふうに我々は判断してよろしいわけですね。リミットがなければいけんでしょう……

谷副会長 日にちは先ほども申し上げたように、協議の中身はまだまだ流動的な要素を含んでいますので、いつまでにというのは、まだ申し上げるには時期尚早でないかというふうに御理解いただきたい。

三笠委員 いや、だからね、そりゃ気持ちはわかるんですよ。わかるんですが、やっぱり、そういうこの建設計画を、この構成の中身をとってみても、非常に、ある程度の中身をやっぱり精査していかなければ時間がかかるということですからね、これ。だから、できるだけスピードアップをするか、そういうことも含めてやっぱり進めていくというのが重要な問題じゃなかるかというふうに思うんですが、それはそれとして、そういう町長さんがお気持ちであるということは、今、言葉の節々でわかりますけれども、そういう意味合いで我々はとってよろしいわけですね。ちょっと抽象的な話で申しわけないんですが。

だから、要はね、これ確かに、今、町長さんが言われる、これ時期的な問題というの

は、非常に大事な問題になってくるんですよ、もう7月ですからね。だから、それにはやっぱり、本当に香南町の町長さんが言うように、香南町のために将来どうするかという非常に大事な過渡期であるということはわかるんですが、やはりこの高松との問題、そして香川郡の中の問題というのは、そりゃ町長さん、両道かけられとるといのはわかるんやけれども、しかしもう時期が時期ですし、そりゃ時期が関係ないといや関係ないんですが、そこら辺はやはりある程度区切って、方向づけはきちっとしとかなんだら、町民の皆さんに申しわけないんじゃないかなろうかというような考えをしとりますけどね。

今、住民代表の方がおっしゃったとおりであるというふうに、私は思います。

議長（増田会長） はい、それじゃどうぞ。

大橋委員 大橋と申します。個人的には町長さんらと古いつき合いですが、ただこういうこと、私も初めてで、とんちんかな質問したらお許してください。

とにかく、これは今、我々の三笠委員が言ったように、ある程度タイムリミットありましてね。やっぱり、合併は高松ありきじゃないですよ。選択肢は、もちろん、香川郡で1段階、2段階で設置するところが5年、10年先でじゃとの声もいろいろありますけど、やっぱりやるんやったら、香南町の住民に対して判断する、あるいは高松市、僕なんかも時間をかけて繰り返してやって、お互いに信頼関係で打ち合わせていくんだから、そのあたりをやるんであれば早目にね、もう時間詰めてしもうて、ばあっと中身をもっと詰めて、早目に結論的なのというか、方向をやっぱり示さないと、土壇場になって、一部の町民でもいろいろな考え方の方いらっしゃるし、議会の方もいらっしゃると思います。それで、昔の香川郡のつながり、私も香西なんですよ。昔、香西で合併していろいろ論議して、結果的にはよかったなという見方で、合併しとらなんだらもうちょっと大きな顔できたのという古い人もいますよ。町会議員さんの生き残りが、あの時おれも町会議員やったんぞと。しかし、私はもともと香川郡の地域ですからね。やっぱり親戚みたいなような感じで、今つき合いしとんですよ、皆。ただし、高松行ってよかった面と悪かった面と、財産のこと、いろいろな問題ありますよ。しかし、考えが、今よかったなという町民が、新興住宅がぼんぼん新しいところもふえてますから、一概に言えんですけど、やはりこういう、いろいろ話が飛びますけど、我々の今の三笠委員、いろいろな立場の議会のリーダーでしょう。同じやるんなら、中身詰めて早目に方向づけしないと、土壇場で判断したら、我々自体も困ってしまうし、だからそれやったら、もちろん最後には議会で、辻さんみたいに住民があっても、議会でこりゃもう議会で決定しますもんでね。だから、議員の人た

ちが皆さんと、我々も同じですから、だからそのあたりは、やっぱり町長な、もうできたら、どっちか言えば町長の立場で両方の声はあるから、はっきり言えんのはわかるけどやな、やっぱり、できたらやっぱり早目に出しとかなないと、土壇場の土壇場で、いやおれはもうどっちか、高松だけじゃなかったでと、それで香川町なんて、高松も向いとったでというんでね、やっぱりもう決断は来るとこは来るんやから、すべてを1日か2日ではあつと詰めてしもうてな、やるんやったらやらんと、土壇場でやるのは効率が悪いわ。そないに思いますが、ちょっとお答えを。

谷副会長 いや、大橋委員さんの、副議長さんの熱意は十分にわかります。しかし、ぱぱつとやれとってやれるような中身だったらいいんですが、当初、私はこのこの協議会立ち上げるときに、一番最初にごあいさつ申し上げたように、高松の委員さん、十分御承知だと思うんですね。香南町だけと高松市さん、合併するわけじゃないんでしょう、今進めてるのは。そのような話は、私にするようなことは、あと5町に対しても同じようなことを議員さんお話しされとるんでしようと思うが、それじゃ最初に私がいさつしたことについて、高松市さん、どんなふうにご答えておられたんですか。

例えば、お金のことを言って大変恐縮ですが、合併特例債だって、合併構成町によって金額は変わってきますよ、一つの例としてですよ。ですから、全体で早く協議をして、お互いにどういう状況になるのかを示したらどうですかと、そういうふうにしませんかという提案は一体どうなってるんですか、一番最初に申し上げたのは。そういう基本的なことをおっしゃらずに、部分的に早くしろ、早くしろと。早くしろと言ったってですよ、高松市さんが、あとほかに自治体さんとどんなふうにご合併して、我々はどういう地域として今後になっていくのか、示されていないじゃないですか。

また、今言った特例債だって、じゃ香南町にどれだけの金額を使えるかなんて協議ができないじゃないですか。

また、香南町が塩江町と同じことではなかったらいかんというようなお話が出てくるような中では、我々だって返事せえと言ったって、塩江町の協議してることの中身なんて、我々はわかってないわけですから、そういうことで早くしろ、早くしろ、いつだともう迫られても、私は若干今お答えした範囲内のことしか答えられない。

大橋委員 大橋です。私は、早くぱぱじゃないですよ。やっぱりここまで、多分、私も初めてのこの会の委員ですから、失礼なことがあったらお許してくださいという前提で、最初にそういう形で、やっぱり一度にやりたいんは本意やけど、やっぱり個別にやっとな

が事実ですよ、やっていかないかん。それを詰めてやるんやったら時期が迫ってきてますよという意味合いで……、私の言い方が、表現が悪かったから、やっぱり次回はいや応なしに時期が近づいてきとるからという意味合いで言うたんで、別にけんか腰やなくて、やはり信頼関係が基本だと思っんでな。やっぱり議会側が判断すべきで、やっぱりその方向は副会長の立場でどうですかという形で言うて、押しつけではないんですよ。やっぱりいずれ、早くいや、トップの立場でしようがないでしょう。そういう意味合いやから。

三笠委員 関連してね、できるだけ、この建設計画の構成が了解をいただいたんですから、できるだけこれを早く進めるということで、ひとつ集約すればいいんじゃないかというふうに思いますがね。

議長（増田会長） 何か、最後に御発言、ございますか。

辻委員 今の関連することですけども、やはり私たち考えとるのは、この合併というのは、まちづくりの一番大きなチャンスで、この、今大きなチャンスを香南町は逃す手はないということで、将来10年にわたって町民たちが困らない、そういった建設計画を、やっぱりこれは高松市サイド、それから香川町、塩江町も関連する建設計画にもなると思うんですけども、やはりこの建設計画は、高松市と香南町と、それこそもう一生懸命にそれどうするかという、そういう前向きなことで考えていきよらんと、それは今、町長、そう慌てることないと言ってますけど、そういう問題ではない。今一番、誠心誠意そのことについてすり合わせをして、香南町の行く末を誤らん方向に持っていくというのが、私は一番大事だと思っんですけどね。

ですから、いたずらにそれを引き延ばして、結局何もできなんだ、ほんならこのまま単独で行けるとこまで行く、そういう問題ではもう全然ないんで、取り返しのつかんことにならないように、やはり執行部、それから議会、政治に携わっている方々が、町民にああよかったな、やっぱり現状の方でよかったなと、そういったこと町民から聞こえるように、そういう行政を是非やってもらいたい。最後をお願いします。

議長（増田会長） それじゃ、そういう御意見としてお聞きいたしておきます。

赤松委員 済みません。終わりになりまして、香南町側から意見、質問ありまして、かなり具体的な、あるいは熱のこもったやりとりが、初めて、4回目にしてあったんですけども、これだけ話が出たのに、議会側としては、一言もだれっちゃしゃべらなんだということになりますと、また、傍聴の皆さんからも一体どうなっとんやと御心配を更にいただくのではなからうかと。高松から先生方おそろいおいでくれたのに、そういったこ

とも含めまして、私の方から皆さん方に敬意を表する意味と、誤解を少しでもなくしておきたいと、そういった意味で一言だけ述べさせていただきます。

我々の香南町側としては、町長の考え方というのは、皆さんお聞きのとおりでございますけれども、議会と全然違うんでないかというような話が時折ありますけれども、議会と町長がそんなに違うということに私は考えてないぞと。議会は、全員一致して、もちろん合併ありきの態度は変わっておりません、終始一貫しております。ただ、高松市さんとかこういうふうにして時間を割いて、多くの皆さん方のエネルギーを使ってここまで進めておる。これは、やっぱり尊重して進めるべきだというふうに、うちの議会としては考えております。

ただ、香川郡の3町あるいは2町というものについては、これは長い文化の中でお互いに培ってきた歴史というものがありますし、なお地縁、血縁、いろいろな関係がございます。そういった中には、やっぱりいろいろな考え方をされる方があります。そういった方の意見を見切り発車してしまうわけにはいけないと、こういう考え方も確かにございます。ですから、そういったものを一つ一つ、弱者の意見、小さい声であっても、できるだけ大切に我々は扱っていかう。だけれども、高松市さんには、そりゃ今までに、既に広域で随分お世話になっている部分もございます。ついこの間も、広域の議会で、クリーンセンターに今度できる新しい大きい施設のことがもう既に始まっておりますけど、そういった意味で、今までお世話になり、お手々つないでのいろんな施策がございます。こういったものも十分尊重していかないかん。だから、我々としては、町内での意見集約は、町長の方からは具体的なものはありませんでしたけれども、私の方でも何月何日ということは何もございませんけれども、最終目標は、合併特例法の恩典が受けられる期限内には絶対やろう、ということでは、うちの議会は意思統一しております。

きょうの、この場の意見としては、こういったところまでしか、私の立場でも申し上げられませんが、決して、皆さんの御期待に沿えるような形で精いっぱい努力してるといのが今の実態でございます。

ちょっとこう大きな声で失礼があったかと思えますけれども、皆さん方に非常に心配をかけ、あるいは誤解を招きかねないようなことがございます。うちの町内でも、まだ我々議会と、それから議会以外の関係の皆さんとの意見のすり合わせというか、情報の交換というものが、まだ十分できてない面もあります。というのは、高松市さんと、今、町長の方からも話が出ておりましたけれど、今後進めていく建設計画の主要施策というか、主要

部分というか、そういったものを早く出してみないと、町民の皆さんに説得をすとか、あるいは納得をしてもらうような情報提供、最終的には住民投票になる可能性は十分ありますけれども、そういったことも含めて、そこにならないうちに我々で態度決定できれば、これに越したことはないんですけども、そういったことになる時には、町民の方にもその判断ができるような建設計画のあれを示していけないかということ、先ほども、どなたからかお話が出ておりましたけれども、今、塩江町さんが10回ですか、やっておりますね。香川町さんも6回ですか、ちょっと数字が間違うとったら失礼します。

私も時折、よその合併協議会の進みぐあい、インターネットでのぞかせていただいているんですが、そこで委員の皆さんがやりとりした議事録に載ってるものについては、一字一句がちゃんと示されておりますけど、そういったものを見ながら、また、直接問い合わせをさせていただいて、確認できるものについては情報をいただいたりして、その中には、例えば塩江町さんが高松市さんとどんな話をしたか。その項目については、要望はどうであったけど、結論がどうなった。例えば、保育料の格差、塩江町さんは過疎、ごめんなさい、塩江町さんに差し支えるかもわかりません。過疎対策の一環として、少子化が極端にひどいですから、やはり子育ての支援をよその町に比べては極端にやっていますから、高松市さんと同じレベルで比べると塩江町さんの保育料の保護者の負担額というのは、半分近い数字だったと思うんです。それを高松市さんに合わせるために、例えば4年というのが原案であったけれども、塩江の委員さんから4年はいかん、もう一年延ばして5年で200%、現在の塩江の数字の倍ぐらいの数字にするには5年待ってくれというような要望があって、結論的にはそういうふうになったというようなのも、私はインターネットの画面から吸収した状況でございます。

そういったことも参考にしながら、うちの事務方の方にも、高松市さんとの幹事会や、あるいは事務レベルでのすり合わせの進行状況なんかを時折確認をさせてもらっておりますけれども、余り決定に至らないものについては、まだ私の耳に入ってこない要素もあります。そういったものがある程度できてくると、こんな奥歯に物のはさまったような物の言い方しなくても、もっとストレートに、この前も三笠先生から、おい一遍会って話せんかというようなせっかくのお誘いいただいたけど、ついこの間、先生また一度お目にかかっているいろいろ教えてください、おたくは、よそ六つも相手にしようからベテラン、うちはもうおたくとやるだけで、いよいよわからんのですというようなごあいさつ、ついこの間、1週間ぐらい前にお話させてもらったところなんですけれども。そういったことも踏

まえて、うちの議会の皆さんの意見集約もして、進めていこうと、こんなふうに、私としては思っています。今、私のしゃべったことに間違いがあれば、うちのほかの委員から訂正をしてもらったらと思いますけれども。会長さん、どうも失礼をしました。

以上です。

議長（増田会長） ありがとうございます。

それでは、ちょっと事務局の方から何かあります。

事務局長 事務局からちょっと説明させていただきます。

先ほど来、事務レベルでの協議、調整の問題が出ておりました。事実だけ、2点申し上げたいと思います。

事務事業の調査については、現在まだ調査が終了しておりません。香南町側の作業の関係で終了しておりません。したがって、各部署ごと、市と町の部署ごとの調整作業には入っておらないということでございます。

それから、第2点でございますが、先般の幹事会での議論、結論部分だけを申し上げますと、この協議、調整の方法、いろいろあろうかと思いますが、現在の、その幹事会で出た発言のことを申し上げますが、現在の香南町の調整の方法では、とてもじゃないけど間に合いませんので、考え直してほしいということの要望がありました。そういうことの中で、先ほど来、協議会での御意見いただきましたけれども、事務局サイドとしては、積極的に、できる限り早く協議が進むよう努力をしまいたいというふうに思っております。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） それじゃもう、本日はこの程度でとどめたいと思っておりますが、よろしくございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 大変長時間にわたりまして御協議賜り、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、高松市・香南町合併協議会の第4回会議は、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 2時50分 閉会



會議錄署名委員

委員 田中宏和

委員 三笠輝彦